

令和4年度宮崎県障害者施策推進協議会  
議 事 概 要

1 日 時

令和5年2月6日（月）13：30～16：00

2 場 所

県庁防災庁舎7階 防71・72号室

3 出席者

川野会長、黒須委員、山村委員、井上委員、瀬戸山委員、重黒木委員、酒井委員、中島委員、小島委員、堀田委員、八木委員、近藤委員、井島委員、蓑毛委員、入木委員、時任委員、押川委員、甲斐委員（代理：藤本副町長）【計18名】

4 議 事

- (1) 宮崎県障がい者計画の推進状況について
- (2) 令和4年度宮崎県障がい福祉施策の主な取組について
- (3) 第5次宮崎県障がい者計画（仮称）等の策定について
- (4) その他

5 議事概要

- (1) 宮崎県障がい者計画の推進状況について

委 員	九州管内において、視覚障がい者や中途視覚障がい者の日常生活訓練のできる場が福岡県にしかない。歩行訓練については実施されているが、それ以外の日常生活訓練が県内ではできないので作っていただければと思う。
事務局	御指摘のとおり、中途失明の方の歩行訓練は実施しているが、それ以外の日常生活訓練については実施していないところであり、どのように実施していくかは、他県の状況等も踏まえながら検討してまいりたい。
委 員	地域の自立支援協議会では活発な協議が行われているが、地域の自立支援協議会の動きを県は全体として把握しているか。
事務局	地域の自立支援協議会の実施回数等は把握しているが、個別のテーマに沿って適宜行っているという状況であるため、各市町村の取組の総括という意味合いでは今後の取組の参考とさせていただきたい。

(2) 令和4年度宮崎県障がい福祉施策の主な取組について

委員	医療的ケア児支援センターが開設され、家族で悩んでいた方が相談できる場所ができ、本当によかったと思う。医療機関からの退院後、どこに相談したらいいのかわからなかったということをよく聞くので、医療機関との密接な関係をつくり、まずはセンターに相談すればいいということを徹底して啓発していただきたい。
事務局	医療的ケア児支援センターについては、まだまだ周知をしっかりとやっていく必要がある。特に、未就学児のお子様をお持ちの保護者の方からの相談が多いということが統計で出ているため、その対象を絞りながら、医療機関を含め様々な関係機関と連携して周知を引き続き行ってまいりたい。
委員	立ち上がったセンターが、これから医療的ケアの必要なお子様を持っていらっしゃる保護者にとって、非常に大きな存在になっていくためには、啓発、周知が本当に大きなポイントになってくる。相談された方たちが、こういった形でセンターをお知りになったか、どの周知の方法が一番届いているのか、その辺りもしっかりと分析してもらえれば、より効果的な周知方法が取れると思うので、分析していただきたい。
委員	ひきこもりは、表に出てこない難しい部分がある。例えば、子どもであれば学校など様々なところで把握はできると思うが、大人の場合、ひきこもりの時点でなかなか表に出てこない、地域でもなかなか把握できないという部分がある。今年度、ひきこもりの実態把握を県で行うと説明があったが、非常に難しい実態調査だと思うが、どのように進められるのか。
事務局	ひきこもりの実態把握調査については、平成30年度にも1度実施しており、具体的には県内の民生委員、児童委員にアンケート方式で調査を依頼している。受け持ちの地域で、ひきこもりの状態にある方が何名ぐらいいるかという形で調査させていただき、把握できた人数を結果として公表させていただきたい。
委員	最近、女性のひきこもりが意外と地域で把握されていないのではないかと、家において家事手伝いのような形で就労もしていないし、外にも出ていない方たちもいるので、民生委員の方たちの意識についてもしっかりと周知していただいて、実態を把握していただけるといいと思う。
事務局	民生委員、児童委員の方については、平成30年度に実施した時も、様々な集まる場を活用させていただき、ひきこもりについての説明の上、御理解をいただき取り組んでいるところである。今年度は二本立てで調査を行っており、民生委員が把握されている実態把握調査とは別に、今回初めて、当事者の方、それから御家族の方に対して、どのようなニーズがあるのかの調査を行っている。そういった方にアプローチすることが大変難しい点もあり、こちらは、ホ

	<p>ームページや様々な地元紙のチラシなどを活用して調査している。現在、集計をしているところであり、皆様にも公表させていただくこととしており、その成果をしっかりと生かしながらひきこもり対策・支援に取り組んでまいりたい。</p>
委員	<p>ひきこもりの状態の時は、社会と切り離された状態になっているから、家族や関わってくれる人がいればどうにかなるが、そうでない場合は調査などの情報はなかなか把握できないと思う。特に、聴覚障がい者の方はそうした情報がなかなか入ってこないで、民生委員はもちろん、例えば、聴覚障害者協会など様々なところに調査の情報を出していただいて、連携していただければと思う。</p>
事務局	<p>意思疎通上の障がいのある方に対する情報発信については、非常に気をつけないと我々も抜け落ちてしまう観点であり、様々な協会の方と連携させていただきながら、取組を進めてまいりたい。</p>

(3) 第5次宮崎県障がい者計画（仮称）等の策定について

委員	<p>前回のアンケートについて、回答はどなたが回答しているのか教えていただきたい。また、アンケート項目について、障害福祉サービスの満足度に関する項目があるが、満足度を聴いているのであれば、「満足している」、「満足していない」、「どちらともいえない」、又は「利用していない」という回答のほか、「その理由はなぜですか」というところを聴かないと、何に満足なのか、何に満足できていないのかというニーズが明確に見えてこないのではないかなと思う。</p>
事務局	<p>前回のアンケートの結果では、今回の資料等には記載していないが、御本人が全部回答したものは56.2%、本人以外の方が本人の意思を確認しながら回答したものは20.1%、次に、本人の意思を確認するのは困難なため、本人以外の方が回答したものが18.8%、その他と無回答が4.9%である。また、満足度の項目について、理由も聴くべきということについては、参考にさせていただきたい。</p>
委員	<p>アンケート結果を見ると、半数も回答が出ていない。本人が理解できないということもあると思うので、アンケートは本人が分かりやすいように書いていただきたい。視覚障がいの場合は、代読していただくと本人が答えられるが、答えられない人たちもいると思うので、その点を考慮して、回答の仕方も考えてみたらどうか。</p>
事務局	<p>御指摘いただいたとおり、回答率そのものは半分に届いていないため、内容がわからないからそもそも回答していないというような方もいらっしゃるか</p>

	<p>と思う。回答の仕方、分かりやすさ、どういった障がいの方に対してどういったケアのできる調査方法があるのかという点については、今後、検討してまいりたい。</p>
委員	<p>聴覚障がい者の場合も、このアンケートだと内容がよく分からず、周りの人たちに説明をしてもらう形になると思うので、アンケートを手話言語にして手話で質問をするなど、そういったことも必要になると思う。</p> <p>また、身体障がい者用という一括りのアンケートだと、どうしても様々な障がいの方々の拾いきれないニーズが出てくると思うので、集計が大変になるかもしれないが、障がいごと、個別にはしないがある程度分けてアンケートを行うといった方法も考えられる。なかなか難しい面もあるかと思うが、どういった方法がいいか、関係団体と意見交換しながら進めていただきたい。</p>
事務局	<p>御指摘いただいた手話での説明や質問設計など、調査方法については、様々な方法があるかと思う。様々な障がいにまたがると思うが、どういうアンケートだと答えやすいのかというのは、やはり我々では及ばないところがあるため、作成の際には各関係団体と意見交換をさせていただきたい。</p>

#### (4) その他

委員	<p>聴覚障がい者の方で、就労支援事業所や会社などにおいてコミュニケーション面で壁が出てきて、人間関係がなかなか上手くいかず、仕事が継続しないという相談が最近少しずつ増えてきていると感じる。このようなことを相談できる場を検討している計画はあるか。</p>
事務局	<p>聴覚障がいに限らず、全ての障がいに関して県内7圏域に障害者就業・生活支援センターという障がい者の就業に当たっての生活支援や就職に関する相談の場所は設置している。企業側に対しては、まだ理解が進んでないというところもあると思う。</p>
委員	<p>いわゆる、広く相談していただけるという意味ではそのとおりだが、専門性が必要な場面が出てくると思うが、そういったことも含め、対応が可能なのか心配しているところである。</p>
事務局	<p>支援の質という問題はあるかもしれない。センターとの会議も行っているので共有させていただきたい。また、障がい者の法定雇用率も引き上げることとされており、県だけではなく、宮崎労働局と連携を図りながら企業向けの啓発や理解促進にしっかりと取り組んでいき、障がいのある方が働きやすい環境が整備される、そういう宮崎づくりを進めてまいりたい。</p>
委員	<p>昨年5月に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法という法律が成立した。この法律は、障がいのある全ての人たちに対して、様々</p>

	<p>な情報を伝える、それを障がい者本人が自分が分かりやすい手段で選択して情報を得ることができるように努めていく法律である。これもなかなか簡単なことではないが、必要なのは周知啓発していくことであり、県でも周知啓発に取り組んでいただきたい。</p>
事務局	<p>より一層の政策の推進が必要であるということでこの法律ができたと認識しており、県としても、これまでも手話等の普及及び利用促進に関する条例に基づき様々な取組を進めているが、引き続き、しっかりと周知啓発も含めて取り組んでまいりたい。</p>
委員	<p>最近、幼稚園、保育園、学校などで、本来だったら学校の通常級や幼稚園、保育園でみれるような人もすぐに児童発達支援や支援教育などを勧められるという現象が起こっている。宮崎市、国富町、綾町と情報交換会などを行うが、障害福祉サービスの利用者が年々急増していて予算が追いつかないと聞く。計画では、どうしてもこういうことを充実させた、という数値目標が多くなるが、やはり計画の基本目標である「障がいのあるなしによって分け隔てられることなく地域でともに生きる」というところからすると、そのようなケースがどんどん増えることに少し心配をしている。実際に支援に関わっている方たちの認識などについて、しっかり理解をしていただくという視点も含め計画を考えていただきたい。</p>
事務局	<p>本当に必要な支援をその子どもたちに提供するというところが、一番大事なことだと思う。いただいた観点も参考にさせていただきながら計画を作ってまいりたい。</p>